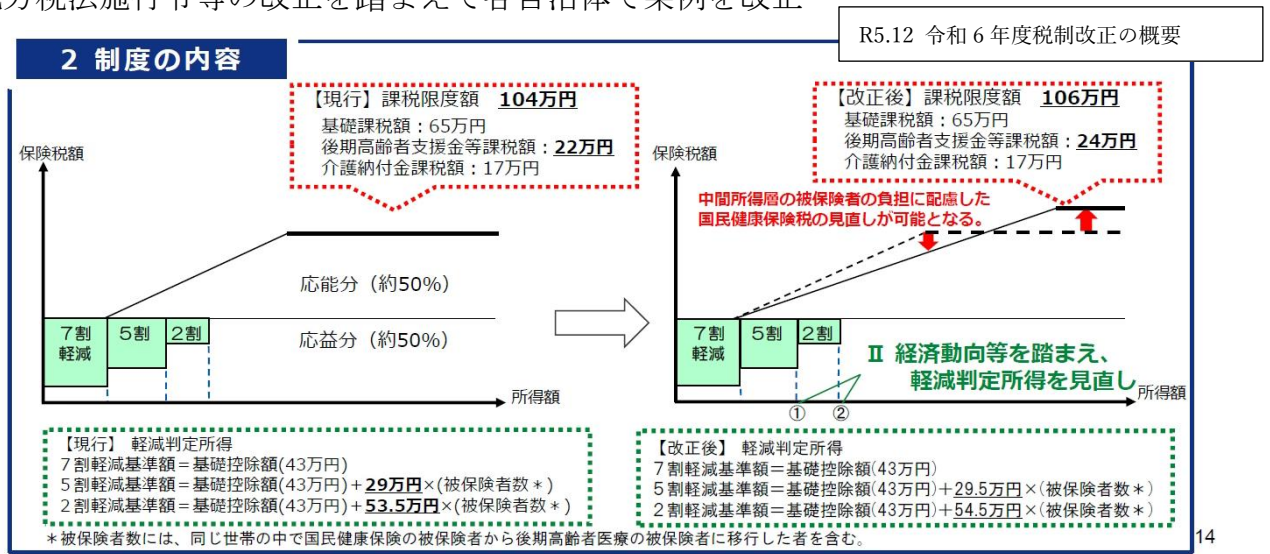


1 国民健康保険（料）税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し（R6.4 施行）

- 国民健康保険料（税）のうち、後期高齢者支援金等賦課（課税）限度額について、現行の22万円から24万円に2万円引上げ
- 基礎賦課（課税）限度額及び介護納付金賦課（課税）限度額は、現行の65万円及び17万円で据え置き（合計104万円から106万円に2万円引上げ）
- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引上げ
- 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引上げ

→地方税法施行令等の改正を踏まえて各自治体で条例を改正



2 こども・子育て支援金制度等（R6.2 法案提出 R8 施行）・出産育児一時金制度（R5 施行）

- 医療保険者に被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収させ、国にこども・子育て支援納付金として納付→子育て支援事業へ充当

R6.2.16 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 概要・参考資料 変更（子ども家庭庁）

子ども家庭庁

3 子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

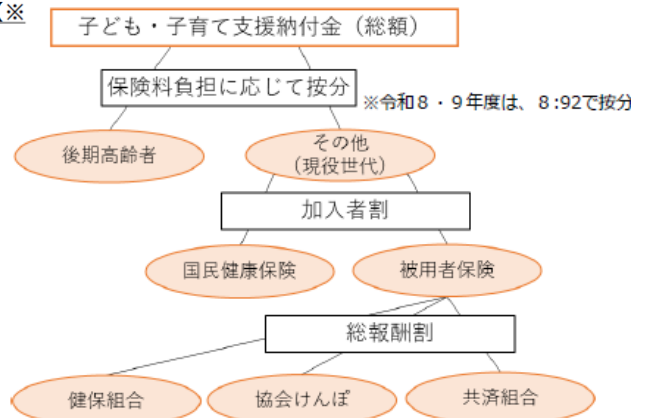
【子ども・子育て支援法】

- 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。
- 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）。

【医療保険各法等】

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。



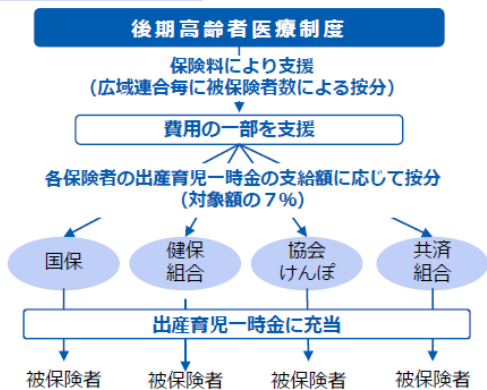
- ・ 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを令和5年度から導入し、子育てを社会全体で支援

- ① 後期高齢者医療制度から県に対しては、後期高齢者支援金と相殺
  - ② 県から市町村に対しては、各市町村の交付見込額を納付金（医療分）から減算
- ※令和5年度に限り、保険者への補助事業で対応

令和5年11月2日付け係数通知【参考資料】(抜粋)

- ・ 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入。**
  - ※後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。制度創設前は、出産育児一時金を含む子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。
  - (参考) 老人保健制度（高齢者医療制度創設前）  
75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。
- ・ 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定。**
  - ※次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである令和6年4月から導入（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。
  - ※高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

見直しのイメージ



■ 導入時点（令和6年度）

- ・ **現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じて、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。**
  - 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）  
÷ 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

<令和6年度の所要保険料（推計）>

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

①

■ 出産育児一時金への充当方法

- ・ 出産育児一時金の支給実績の確定後に後期高齢者医療制度からの支援を受けるとした場合、支援を受けるまでに時間がかかることから、**支給見込みに応じて概算で支援を受け、支給実績を踏まえて確定（概算との精算）を行う仕組みとする。**
- ・ 後期高齢者医療制度からの実際の支援は、保険者の事務を簡素にするため、後期高齢者支援金と相殺する。

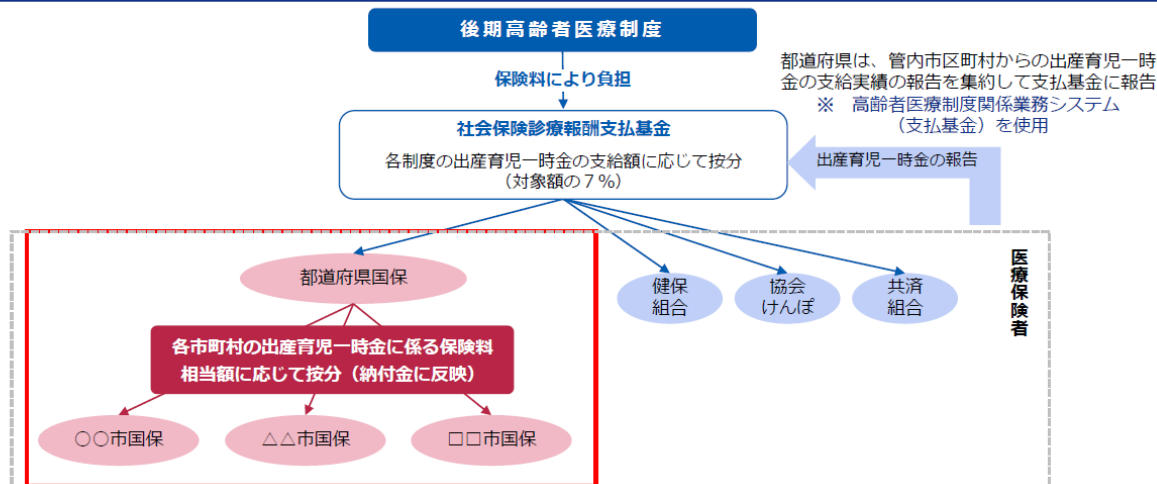
7

- ・ 社会保険診療報酬支払基金において、各医療保険者から出産育児一時金の支給実績の報告を受け、後期高齢者支援金から出産育児一時金（令和6、7年度は当該費用（公費負担分を除く）の1/2）の7%分を控除することにより、後期高齢者医療においても出産育児一時金の費用の一部を負担 ⇒ 出産育児交付金の交付。

②

- ・ 出産育児交付金については、**一般納付金基礎額（医療分）の算定過程において減算することとする。**各都道府県においては出産育児交付金の交付見込額を管内市町村の「**出産育児一時金に係る保険料相当額**」に応じて市町村ごとに按分し、**各市町村の納付金（d）で調整。**

※出産育児一時金を保険給付費等交付金の対象としている場合は保険料収納必要総額（B）で調整。



### 3 地方単独事業の減額調整分の上乗せ廃止について（R6 年度納付金算定から反映）

福祉医療費給付事業に係る療養給付費負担金等の地方単独事業の減額調整分の取扱いについて、国確定係数通知の中で以下のとおり記載があったため、県としては令和6年度から納付金に上乗せしないこととした。

(3) 減額調整措置の廃止について（令和5年12月27日付け保国発1227第4号抜粋）

令和6年度から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者を対象とする医療費助成に係る国庫負担（療養給付費等負担金及び普通調整交付金）の減額調整措置を廃止することとしている。このため、減額調整措置の廃止により増加する国庫負担額が見込める場合には、見込むこととして差し支えない。

### 4 健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行（R6.12 施行）

R6.1 第174回社会保障審議会医療保険部会資料  
（一部改変）

- 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布。

現行の健康保険証の発行については、**令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、マイナ保険証を保有しない方**には、**資格確認書**を発行。

#### 資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

※ 詳細は関係機関と調整中

#### A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

#### B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

#### C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
- ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から一定期間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を行うことができるようにすることを検討。
- ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。

### 5 その他保険者機能の強化

#### ① 第三者行為求償事務の取組強化

- ・ 広域性や専門性のある事案について、市町村の委託を受けて都道府県が実施可能とする。【R7.4～ 施行予定】

#### ② 退職者医療制度の廃止

- ・ 対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、前倒しして廃止。【R6.4 施行】